

～ 第 1 章：抜本の見直しの結果 ～

1 抜本の見直しに至った経緯

市は、平成 27 年 7 月 24 日に総合スポーツセンター整備審議会（以下「整備審議会」という。）より、本市のスポーツを推進するうえで、中核となる拠点施設の最善の規模・機能等を示した「総合スポーツセンター基本構想・基本計画」の答申を受けた。

しかしながら、当初見込んでいた施設整備にかかる財源確保が困難となったことから、この基本構想・基本計画に関する取扱いを本検討会議で協議し、その結果、基本計画にある 10,000 m²の施設整備は財政面から実施は困難と判断した。

また、これと併せて、市議会の総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会においても抜本の見直しという提言が出されたことから、総合スポーツセンターの整備は、整備審議会からの答申を最善の策としながらも、将来の財政負担に鑑み、財源面を基軸とし、合併特例債の活用を基本ベースとした抜本的な見直しを行うこととしたものである。

2 抜本の見直しによる検討パターン

抜本的な見直しにあたっては、整備審議会の答申を尊重し、単なる既存施設の建て替えではなく、施設整備のコンセプトを変更せずに、規模縮小、あるいは市民体育館を活用した新たな手法による整備方法を検討することとした。建設予定地は「宗像ユリックス多目的広場」と、既存の市民体育館のある「宗像中央公園」の 2ヶ所で、以下のとおり検討を行った。

(1) 宗像ユリックス多目的広場で規模を縮小して建設 【ケース 1】

①コンセプト：将来のスポーツ推進に耐えうるように最善（10,000 m²）の体育館を圧縮

②延床面積：7,700 m²

③整備概要：
●サブアリーナを設けず、宗像ユリックスのイベントホールを活用
●多目的グラウンドを掘り下げずに整備
●勤労者体育センターを武道場に転用
●市民体育館を廃止し、玄海 B&G 海洋センターを存続

④概算事業費

区 分	総事業費	うち一般財源 ^{※1}	うち実質地方負担額 ^{※2}
本体工事	3,997 百万円	1,637 百万円	2,297 百万円
関連工事	1,048 百万円	1,048 百万円	1,048 百万円
計	5,045 百万円	2,685 百万円	3,345 百万円

※1：総事業費から国の交付金と合併特例債を差し引いた金額のこと。

※2：総事業費から国の交付金と合併特例債の交付税算入額を差し引いた金額のこと。

⑤課題：
●市民体育館廃止に伴う利用者の理解
●多目的広場代替地と駐車場を整備するための用地の買収

(2) 宗像中央公園に既存の市民体育館とは別の新館を建設 【ケース 2】

①コンセプト：市民スポーツ推進の規模・機能を確保した体育館

②延床面積：4,020 m²（新館・連絡通路）（建築面積：2,930 m²）
3,682 m²（既存の市民体育館）（建築面積：2,030 m²）

③整備概要：●市民体育館を活用し、運動面積と必要機能を補てん
●新館と市民体育館を連絡通路でつなげて使用
●会議室やスポーツ・サポートセンター機能を整備
●バスケットボールコート2面のアリーナとし、観客席を約500席に縮小
●勤労者体育センターを廃止し、玄海 B&G 海洋センターを当分の間、存続

④概算事業費

区分	総事業費	うち一般財源	うち実質地方負担額
本体工事	2,098 百万円	105 百万円	703 百万円
関連工事	1,247 百万円	1,247 百万円	1,247 百万円
計	3,345 百万円	1,352 百万円	1,950 百万円

⑤課題：●都市公園法による建築可能面積の制限を超過するため、ゲートボール場を撤去し、建築面積の要件を緩和できる代替施設（高い開放性を有する建築物）を新たに整備
●ゲートボール場と駐車場を整備するための用地の買収
●新たな取り付け道路の整備

3 検討結果

ケース 1 については、最大限の規模縮小や他の社会資源の活用、造成工事の変更による事業費の圧縮を念頭に整理したが、実質的な地方負担額は約 33 億円となり、大幅な事業費の圧縮はできなかった。

また、ケース 2 については、既存市民体育館との組み合わせによる整備面積の縮小を図った結果、施設本体の整備費は大幅に圧縮することはできたが、施設機能の拡大により、新たな道路整備やゲートボール場の移設等の関連工事が必要となり、トータル的には 20 億円近い実質負担が必要となることが分かった。

このことから、いずれのケースについても巨額の財政負担は避けられず、財源的に合併特例債のみでの施設整備は困難と判断せざるを得ない結果となった。

したがって、今回の総合スポーツセンター整備については、整備審議会からの答申を最善の策としながらも、現時点での整備は事実上困難と判断し、計画の実施は将来に送ることとする。

～ 第2章：今後のスポーツ施設の在り方 ～

1 スポーツ推進計画への影響とその対応

総合スポーツセンター建設にあたっては、第2次スポーツ推進計画の理念である「するスポーツ」、「観るスポーツ」、「支えるスポーツ」、さらには「スポーツを通じた交流」といった、市民のスポーツへの多様な関わりを支援するセンター的機能を有した「スポーツ・サポートセンター」機能を付加していた。

表1からわかるように、スポーツ・サポートセンターは第2次スポーツ推進計画の多くの取組みに関係しており、この機能がない場合、計画の推進に大きな影響が及ぶこととなってしまう。

そのため、第2次スポーツ推進計画の計画期間内には、スポーツ・サポートセンター機能を付加する施設整備を行う必要がある。

表1：スポーツ・サポートセンターが関わる第2次スポーツ推進計画の各取組み

スポーツ・運動を通じた市民健康活動の推進
市民エンジョイ・ウォーキング活動(双方向運動サポートシステム等)
モデルコミュニティ健康 de ハッピー事業(健康づくり活動)
スポーツ・運動を通じたコミュニティ活動の活発化
コミュニティ・スポーツ交流事業
コミュニティ・スポーツ交流事業実行体制の整備及びサポート
市主催のコミュニティ対抗スポーツ大会の開催
子どものスポーツ機会の充実
スマイルキッズプログラム
スポーツ指導者体制の整備
若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
ライフステージに応じたスポーツ・運動プログラムの開発・実施
コミュニティを単位とする総合型地域スポーツクラブの活動の支援
障がい者のスポーツ・運動活動の支援
住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
スポーツ資産の有効活用(スポーツ・サポートセンター等)
スポーツボランティア登録バンク制度の整備(支える)
トップアスリートとの交流事業の実施(交わる)

2 施設整備方針

(1) 既存3体育館の在り方

既存3体育館については、総合スポーツセンターを整備するまでの間、計画的な保全や改修を実施することで継続使用することとする。

(2) 市民体育館の位置付けと機能付加

中核拠点施設としての総合スポーツセンターの整備を将来に送ることにより、本市のスポーツ施策が停滞することは避けなければならない。

そのため、総合スポーツセンターを整備するまでの間、既存3体育館のなかで施設規模が最も大きく、利用者の多い市民体育館を、暫定的に中核拠点施設として位置づけ、スポーツ・サポートセンター機能の付加など必要最低限の施設整備を実施する。

(3) 将来に向けた基金の造成

市のスポーツ施策を推進するためには、整備審議会の答申にある基本コンセプトを実現した中核拠点施設が必要であると考えている。

しかしながら、整備計画を具現化するためには多額の財政負担を伴うことから、将来の施設整備に備えた基金の造成を検討する。

3 総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会の提言の確認

最後に、総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会から出された提言と今回の見直し結果を照合することとし、齟齬の無いことを確認する。

表3 総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会の提言

1	財政面から総合的に判断した結果、今回の総合スポーツセンター建設計画については、抜本的な見直しを求める。
2	建設時期については、現在、東日本大震災からの復興、2020年の東京オリンピックに向けて、建設資材の価格高騰や職人不足による建設工事費の高騰が予想されるため、市場調査を十分に行い建設時期についても考慮すること
3	建設を行う際は、以下の点に努めること。
(1)	建設後の維持管理費を含め、本市の財政状況に応じた施設内容とし、既存の公共施設との連携、相乗効果を図り、施設に求められる機能や品質を確保しながら、最小限の費用で最大限の効果が得られるようにすること。
(2)	市民ニーズの調査、意見集約を十分に行うとともに、将来の財政負担についても、市民に丁寧に説明を行うこと。
(3)	一つひとつの工程をきちんと踏まえ、施設整備の候補地についても、交通の利便性、安全性を考慮し、多くの市民に利用されるような施設となるようにすること。
4	既存の3体育館の在り方については再検討を行うこと。
5	今後、公共施設の大規模な更新等に要する資金については、毎年、計画性をもって積み立てを検討すること。

まず、1については、本報告書のとおり、抜本の見直しを行っている。

次に、2については、総合スポーツセンターの整備を将来に送ることとしている。

3 (1) (2) (3) については、将来的に総合スポーツセンターの整備を検討する際に、十分に考慮して実施する。

4については、既存3体育館は継続使用することとしている。

また、5については、将来の施設整備に備えた基金の造成は、必要なものと考えている。

以上のことから、今回の抜本の見直しは、総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会の提言を十分に考慮したものとなっている。

4 おわりに

本市では、第2次スポーツ推進計画を策定するため、平成25年度にスポーツ中核拠点施設等検討会議を設置し、その中で、総合スポーツセンターの整備を検討してきた。

また、同時期には、市体育協会による「新総合体育館建設を含めたスポーツ施設の再構築と整備及び健康スポーツ都市宣言を求める請願」（37,086筆個人署名）が市議会で採択され、加えて、市体育協会加盟のすべての室内競技団体が「総合スポーツセンター建設に係る既存3体育館の廃止（弓道連盟にあたっては既存弓道場の廃止）」に同意するなど、総合スポーツセンターの整備を巡っては、多くのスポーツ関係者の尽力をいただいたところである。

そのような中、総合スポーツセンター整備を将来に送るという苦渋の判断をしたわけであるが、これによって、スポーツ推進によるまちづくり施策を停滞させてはならない。

これからの運動・スポーツを取り巻く環境は、平成31年のラグビーワールドカップや平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催による運動・スポーツへの関心や参加意欲の高揚、また、第2次健康むなかた21（第2次健康増進計画）にある健康寿命の延伸に向けた取組みの強化などにより、大きく変化することが予想される。このことに伴い、運動・スポーツがますます市民生活に溶け込んでいき、中核拠点となる総合スポーツセンターの設置が市民全体の望みとなることは大いに期待できる。

そこで、総合スポーツセンターが設置されるまでの間は、既存市民体育館にスポーツ・サポートセンター等の機能付加を行うことで、各種スポーツ施策を展開していくこととする。加えて、施設整備に備えた基金造成を検討することとし、将来総合スポーツセンターを整備する際には、今回の整備審議会から出された基本構想・基本計画のコンセプトが最大限に活かされた施設として誕生することを期待するものである。

■見直し内容のまとめ■

- 総合スポーツセンターの整備は将来に送る。
- 既存3体育館は、計画的な保全や改修を実施し、継続使用する。
- 総合スポーツセンターが整備されるまでの間、市民体育館を中核拠点施設として暫定的に位置付け、スポーツ・サポートセンター機能の付加など必要最低限の施設整備を実施する。
- 将来の施設整備に備えた基金の造成を検討する。